

7 健康福祉課

(1) 生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等

① 概要

生活保護法に基づき公費負担医療を担当する医療機関等（病院、診療所、薬局等）のうち国が開設した医療機関等については、地方厚生局で指定等の事務を行っています。

② 実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
生活保護法に基づく指定医療機関※等数	46 機関	46 機関	46 機関

(注 1) 国が開設したもの（独立行政法人国立病院機構、国立大学法人附属病院など）に限る

(注 2) 令和元年度末における指定医療機関名と所在地は、資料編の 86 頁を参照

※ 指定医療機関とは

生活保護法の指定医療機関とは、生活保護法第 49 条に基づき、厚生労働大臣（国が開設した病院若しくは診療所又は薬局等）、都道府県知事（他の病院若しくは診療所又は薬局等）が生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当させるために指定した医療機関のことをいいます。

(2) 生活保護法に基づく保護施設に対する指導監査

① 概要

保護施設※に対する指導監査は、保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として、生活保護法第 23 条第 1 項の規定に基づき実施しています。

指導監査は、管内の府県、政令指定都市、中核市が設置する保護施設に対して実施しています。

また、近畿厚生局では中国四国厚生局、九州厚生局管内の保護施設に対する指導監査も実施しています。

② 実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
近畿厚生局管内の指導監査	6 ヶ所	2 ヶ所	2 ヶ所
中国四国厚生局管内の指導監査	1 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所
九州厚生局管内の指導監査	0 ヶ所	1 ヶ所	0 ヶ所
計	7 ヶ所	4 ヶ所	3 ヶ所

(注) 保護施設の指導監査は、所定の周期で行っており、令和元年度は計画どおり実施

※ 保護施設とは

保護施設とは、生活保護法第38条の規定に基づく、「救護施設」「更生施設」「医療保護施設」「授産施設」「宿所提供的施設」のことを行います。

(参考)

- | | |
|----------|---|
| ・救護施設 | 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設です。 |
| ・更生施設 | 更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設です。 |
| ・医療保護施設 | 医療保護施設とは、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設です。 |
| ・授産施設 | 授産施設とは、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設です。 |
| ・宿所提供的施設 | 宿所提供的施設とは、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設です。 |

(3) 府県市が行う保護施設に対する指導監査に係る技術的助言

① 概要

都道府県、指定都市及び中核市が行う保護施設に対する指導監査について、地方自治法第245条の4の規定に基づき技術的助言を実施しています。

技術的助言は、管内の保護施設に対する指導監査を実施している府県等に対して実施しています。

また、近畿厚生局では中国四国厚生局、九州厚生局管内の保護施設に対する指導監査を実施している府県等に対しても技術的助言を実施しています。

② 実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
近畿厚生局管内の指導監査	0	0	0
中国四国厚生局管内の指導監査	1	0	1
九州厚生局管内の指導監査	1	0	0
計	2	0	1

(注) 保護施設に対する監査を新たに実施することとなった中核市に対しては、中核市へ移行後1年が経過した後に技術的助言を行っている。

(4) 生活保護法执行事務監査

① 概要

都道府県、指定都市及び中核市が実施する生活保護法执行事務のうち生活保護の医療扶助※の適正実施の観点から、自立支援医療（人工透析療法）の優先適用にかかる監査、向精神薬に関する重複処方状況の確認監査及び指定医療機関に対する自治体との共同指導を生活保護法第23条第1項に基づき実施しています。

監査は、管内の府県市（2府5県18市）に対して実施しています。

② 実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
医療扶助適正実施の監査	21 ヶ所	23 ヶ所	25 ヶ所

(注) 生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正実施）は所定の周期で行っており、令和元年度は計画どおり実施

※ 医療扶助とは

医療扶助とは、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、下記の事項の範囲内において行われるものです。

- ・診察
- ・薬剤又は治療材料
- ・医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ・居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・移送

（5）三種病原体等の所持又は輸入の届出等の監督業務

① 概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、病原性を有し、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある感染症の病原体等※について、その所持、輸入の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制を設けており、同法に基づき適正に管理を行う必要があります。

近畿厚生局では、三種病原体等の所持又は輸入の届出に関する業務、また三種及び四種病原体等所持に関する管理監督業務を行っています。

② 実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
所持届出の受理件数	3 件	1 件	0 件
所持変更届の受理件数	7 件	8 件	9 件
輸入届出の受理件数	0 件	0 件	0 件
三種病原体所持施設への立入検査	3 施設	4 施設	3 施設

(注) 三種病原体等所持施設に対する定期の立入検査は、所定の周期で行っており、令和元年度は計画どおり実施

③ 所管施設の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
三種病原体所持施設数	15 施設	15 施設	14 施設

※ 病原体等とは

病原体等とは、感染症の病原体や毒素（感染症の病原体によってつくられる物質であって、人の体内に入った場合に、人を発病させ、又は死亡させるもの）のことをいいます。病原体等のうち、病原性や国民の生命及び健康に対する影響を考慮し、特定病原体等として一種病原体等から四種病原体等までに分類されています。

（参考）

- ・三種病原体 広範囲多剤耐性結核菌、狂犬病、鼻疽菌など
- ・四種病原体 インフルエンザウィルス、赤痢菌、コレラ菌など

（6）特定感染症指定医療機関に係る監督

概要

特定感染症指定医療機関とは、新感染症の医療を担当する医療機関です。

近畿厚生局では、厚生労働大臣が指定した特定感染症指定医療機関の監督に関する業務を行っています。

※ 令和元年度末における指定医療機関名と所在地は、資料編の 87 頁を参照

※ 新感染症とは

新感染症とは、感染症であって、既知の疾病と病状や治療の結果から明らかに異なるもので、病状の程度が重篤であり、新型インフルエンザと同様に、まん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のことをいいます。現在、この新感染症に該当する感染症はありません。

（7）児童扶養手当の支給に関する事務についての指導監査

① 概要

本指導監査は、児童扶養手当支給事務の円滑な実施の確保を目的として、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき実施するものであり、児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱により、府県に対し 3 年に 1 回程度、市及び福祉事務所を設置する町村（以下、「市等」という）に対し 6 年に 1 回程度の指導監査を実施しています。

近畿厚生局では、児童扶養手当の受給資格認定等の事務を行っている管内の府県市等に対する指導監査を実施しています。

また、近畿厚生局では中国四国厚生局、九州厚生局管内の県、市等に対する指導監査も実施しています。

② 実績

ア 管内の指導監査等の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
近畿厚生局管内の指導監査	20 ヶ所	20 ヶ所	20 ヶ所
中国四国厚生局管内の指導監査	20 ヶ所	20 ヶ所	20 ヶ所
九州厚生局管内の指導監査	20 ヶ所	20 ヶ所	20 ヶ所
計	60 ヶ所	60 ヶ所	60 ヶ所

（注）児童扶養手当の支給事務についての指導監査は、所定の周期で行っており、令和元年度は計画どおり実施

イ 監査指導における指摘事項の概要

事 項	主 な 内 容
障害認定医の配置	障害認定医を配置すること
新規認定請求書の受理事務	必要書類が添付されていることを確認し受理すること
現況届の受理処理	必要書類が添付されていることを確認し受理すること
現況届の未提出者に係る事務処理	時効完成前に現況届提出命令書を送付すること
一部支給停止措置適用除外に係る事務処理	添付書類の内容を確認した上で、一部支給停止措置適用除外を決定すること
生計分離の確認	同居の扶養義務者との生計分離について、公共料金の契約・負担の状況等客観的事実による確認を行うこと

※ 児童扶養手当とは

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

（8）民生委員・児童委員等に関する業務

① 概要

民生委員は「民生委員法」の規定に基づき、都道府県知事が、市町村に設置された民生委員推薦会から推薦された者について、地方社会福祉審議会の意見を聴いて推薦し、厚生労働大臣が委嘱することになっており、その任期は3年とされています。

民生委員は、福祉事務所等関係行政機関に対する協力業務などを行ったり、民間の篤志奉仕者として、一人暮らし老人等の援護活動、相談活動など自主的な民間福祉活動に努めています。

また、民生委員は、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務することとされています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関する仕事を専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

近畿厚生局では、民生委員・児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名、厚生労働大臣感謝状の授与や厚生労働大臣表彰の業務を行っています。

② 実績

ア 民生委員・児童委員の委嘱・解嘱の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
民生委員・児童委員の委嘱	754 名	711 名	39,422 名
民生委員・児童委員の解嘱	665 名	726 名	508 名
主任児童委員の指名	76 名	83 名	3,662 名

イ 大臣表彰感謝状、表彰の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
厚生労働大臣表彰（定時）	60 名	44 名	1,551 名
厚生労働大臣表彰（随時）	8 名	11 名	9 名
厚生労働大臣感謝状の授与	257 名	255 名	7,996 名

③ 民生委員・児童委員数

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
民生委員・児童委員数	39,387 名	39,372 名	39,030 名

<民生委員・児童委員数の内訳（令和元年度）>

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
委 員 数	1,350名	2,612名	2,816名	4,795名	4,641名	2,228名	1,921名

	京都市	大阪市	堺市	神戸市	福井市	大津市	高槻市
委 員 数	2,715名	3,998名	1,117名	2,385名	500名	650名	507名

	東大阪市	豊中市	枚方市	八尾市	寝屋川市	姫路市	西宮市
委 員 数	798名	559名	477名	398名	328名	923名	657名

	尼崎市	明石市	奈良市	和歌山市	合計
委 員 数	798名	398名	744名	715名	39,030名

うち主任児童委員

50名

41名

36名

28名

24名

61名

38名

（9）クリーニング業法に基づく指定試験機関の指定等に関する業務

① 概要

クリーニング師の免許は、都道府県知事がクリーニング師試験に合格した者に与えることとなっており、都道府県知事は衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識及び技能について年1回以上試験を行っております。この試験事務について、都道府県知事は厚生労働大臣の指定する者に委任することができますとなっています。

近畿厚生局では、試験機関の指定、クリーニング師試験の受験資格※に係る学力認定業務を行うこととなっています。

② 実績

令和元年度の実績はありません。

※ クリーニング師試験の受験資格とは

試験資格には、中卒程度の学歴が必要とされています。

(10) 省エネ法に基づく報告書の受理等に関する業務

① 概要

近畿厚生局では、エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき、管内の厚生労働省が所管する対象事業所から中長期計画書及び定期報告書を受理する業務を行っています。

受理した中長期計画書及び定期報告書については、厚生労働本省へ送付しています。

※対象事業所・・・前年度におけるエネルギー使用量が 1500 kL (原油換算)
以上となる事業所

② 実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
中長期計画書及び定期報告書の受理	311 件	318 件	310 件

(11) 温室効果ガス排出量の報告書の受理等に関する業務

① 概要

近畿厚生局では、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、管内の厚生労働省が所管する特定排出者から温室効果ガスの排出量の報告書を受理する業務を行っています。

受理した報告書については、厚生労働本省へ送付しています。

※特定排出者・・・年間の排出量が温室効果ガスの種類ごとに 3000 t-CO₂ 以上排出している事業所

② 実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
温室効果ガス排出量の報告書の受理	10 件	7 件	6 件

(12) 地方公共団体に対する補助金等の交付に関する業務

① 概要

地方公共団体に対する補助金等の交付に関する業務については、管内の府県等からの交付申請書や実績報告書を審査のうえ、交付額の決定、精算額の確定及び財産処分を行っています。

② 実績（令和元年度）

補助金名	交付目的	交付対象等
結核医療費国庫負担 (補助)金	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等並びに従業禁止・命令入所患者に対する医療に要する費用の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県18市 令和元年度交付決定額 (負担金) 665, 204, 170円 (補助金) 70, 862, 350円

補助金名	交付目的	交付対象等
原爆被爆者健康診断費交付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図ることを目的としています。	2府5県 令和元年度交付決定額 90,932,347円
原爆被爆者手当交付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の手当支給事務に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持促進を図ることを目的としています。	2府5県 令和元年度交付決定額 4,223,128,617円
原爆被爆者葬祭料交付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的としています。	2府5県 令和元年度交付決定額 135,483,200円
児童扶養手当付費国庫負担金	児童扶養手当法に基づき、都道府県知事等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県122市町村 令和元年度交付決定額 37,813,467,607円
特別児童扶養手当事務取扱交付金	特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、都道府県知事等が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付しています。	2府5県206市町村 令和元年度交付決定額 229,055,505円
特別障害者手当等給付費国庫負担金	特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、都道府県等が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県122市町村 令和元年度交付決定額 8,422,852,815円

補助金名	交付目的	交付対象等
児童入所施設措置費等国庫負担金	児童福祉法第27条第1項第3号による施設等への入所又は委託、第22条による助産の実施、第23条による母子保護の実施に係る同法第45条の最低基準の維持を図ることを目的としています。	2府5県111市町 令和元年度交付決定額 23,033,789,377円
保育所等整備交付金	地方公共団体等が整備する保育所等に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としています。	279件 令和元年度交付決定額 17,266,442,000円 令和元年度財産処分 10件(内包括7件)
婦人保護費国庫負担(補助)金	売春防止法及び配偶者暴力防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること、及び配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的としています。	2府5県 令和元年度交付決定額 (負担金) 174,469,737円 (補助金) 193,733,735円
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金	感染症指定医療機関、精神科病院等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾患予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。	令和元年度交付決定額 (施設) 1件 23,326,000円 (設備) 228件 346,901,000円 令和元年度財産処分 8件(内包括3件)
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	地方公共団体等が整備する施設整備等に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としています。	116件 令和元年度交付決定額 3,948,495,000円 令和元年度財産処分 94件(内包括61件)
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	市町村が作成した先進的事業整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備事業の推進の実施により介護離職の防止に資することを目的としています。	349件 令和元年度交付決定額 1,068,904,000円 令和元年度財産処分 18件(内包括8件)

補助金名	交付目的	交付対象等
次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉施設等の整備に要する経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的としています。	57件 令和元年度交付決定額 1,740,527,000円 令和元年度財産処分 8件（内包括5件）
保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害により被害を受けた保健衛生施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助しています。	令和元年度は該当なし。
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害により被害を受けた社会福祉施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助しています。	264件 令和元年度交付決定額 360,498,000円

(13) 各種養成施設等の指定・登録及び指導監督等

① 概要

次の9種類（大学等科目確認を含む。）の養成施設等について、指定・登録、指定の取消し、変更の承認、各種届出・報告書の受理及び指導監督等の業務を行っています。

- ア 管理栄養士養成施設
- イ 栄養士養成施設
- ウ 社会福祉士養成施設
- エ 介護福祉士養成施設
- オ 福祉系大学等(大学等において開講する社会福祉士に関する科目の確認)
- カ 福祉系高等学校（介護福祉士の受験資格の取得）
- キ 介護福祉士実務者養成施設（実務者研修）
- ク あん摩マッサージ指圧師養成施設
- ケ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設
- ※ 社会福祉士、介護福祉士、介護福祉士実務者養成施設（実務者研修）の大学・短大の養成施設は近畿厚生局で業務を実施

② 指定等状況

ア 所管する養成施設等の数及び課程数：138 施設 149 課程（令和元年度末現在）

施設の種類	施設数	課程数	施設の種類	施設数	課程数
管理栄養士養成施設	33(34)	33(34)	福祉系高等学校	15(15)	15(15)
栄養士養成施設	20(21)	20(21)	介護福祉士実務者養成施設	2(2)	2(2)
社会福祉士養成施設	1(1)	1(1)	あマ指師養成施設	2(2)	2(2)
介護福祉士養成施設	18(17)	19(18)	あはき師養成施設	5(5)	5(5)
福祉系大学等	42(42)	52(51)			

（注1）「あマ指師養成施設」は「あん摩マッサージ指圧師養成施設」、「あはき師養成施設」は「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設」、をいう（以下の「施設の種類」についても同じ）

（注2）施設数欄と課程数欄の括弧書きは平成30年度末の数

（注3）令和元年度末における各種養成施設の指定状況一覧は、資料編の88頁～97頁を参照

イ 新規指定（承認）件数： 5件（令和元年度）

施設の種類	件数	施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	1	介護福祉士養成施設	2	介護福祉士実務者養成施設	0
栄養士養成施設	2	福祉系大学等	0	あマ指師養成施設	0
社会福祉士養成施設	0	福祉系高等学校	0	あはき師養成施設	0

＜令和元年度新規指定（承認）状況＞

施設の種類	施設名	所在地	課程	定員
管理栄養士養成施設	摂南大学 農学部 食品栄養学科	大阪府枚方市	昼間4年	80名

栄養士養成施設	摂南大学 農学部 食品栄養学科	大阪府枚方市	昼間4年	80名
栄養士養成施設	武庫川女子大学 食物栄養科学部 食創造科学科	兵庫県西宮市	昼間4年	80名
介護福祉士養成施設	宝塚医療大学 介護福祉別科	大阪府大阪市	昼間2年	120名
介護福祉士養成施設	湊川短期大学 専攻科 生活福祉専攻	兵庫県三田市	昼間1年	10名

ウ 内容変更承認件数：28件（令和元年度）

施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	5(4)	福祉系高等学校	3(0)
栄養士養成施設	15(9)	介護福祉士実務者養成施設	0(0)
社会福祉士養成施設	0(0)	あマ指師養成施設	0(0)
介護福祉士養成施設	5(0)	あはき師養成施設	0(0)
福祉系大学等	0(0)		

(注) 件数欄の括弧書きは平成30年度の数

エ 内容変更届件数：184件（令和元年度）

施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	4(1)	福祉系高等学校	38(33)
栄養士養成施設	8(2)	介護福祉士実務者養成施設	1(1)
社会福祉士養成施設	4(4)	あマ指師養成施設	0(0)
介護福祉士養成施設	33(37)	あはき師養成施設	2(1)
福祉系大学等	94(87)		

(注) 件数欄の括弧書きは平成30年度の数

③ 指導状況

ア 指導調査の実施

養成施設等の適切な運営に資するため、各養成施設等に赴いて指定及び登録基準等に係る関係法令等の遵守状況を確認し、必要な指導を行っています。

(令和元年度実績：14施設)

施設の種類	施設数	施設の種類	施設数
管理栄養士養成施設	2(2)	福祉系高等学校	3(3)
栄養士養成施設	5(6)	介護福祉士実務者養成施設	1(0)
社会福祉士養成施設	0(0)	あマ指師養成施設	0(0)
介護福祉士養成施設	0(5)	あはき師養成施設	3(0)

(注) 件数欄の括弧書きは平成30年度の数

イ 指導件数

指導件数：23 件（文書 6 件、口頭 17 件）

施設の種類	文書	口頭	施設の種類	文書	口頭
管理栄養士養成施設	1	10	福祉系高等学校	0	1
栄養士養成施設	5	4	介護福祉士実務者養成施設	0	1
介護福祉士養成施設	0	0	あはき師養成施設	0	1

ウ 具体的な指導の内容

事項	内 容
教員に関すること	<p>教 員</p> <p>< 事例 > 教員について、資格基準を満たしていなかった。</p> <p>[指導内容] 資格基準を満たす教員を配置すること。については、資格基準を満たす教員による補講を計画し、学生に説明を行った上で開講し、学生に学習の機会を与えること。</p> <p>[根拠規定] 栄養士法施行規則第 9 条第 6 号</p>

事項	内 容
手続に関すること	<p>事務手続</p> <p>< 事例 > 教育内容ごとの単位数及び履修方法等に関する変更手続きを行っていなかった。</p> <p>[指導内容] 今後指定内容に変更があった場合においては適正な手続きを行うこと。</p> <p>[根拠規定] 栄養士法施行令第 12 条 栄養士法施行規則第 12 条</p>

事項	内 容
情報開示に関すること	<p>情報開示</p> <p>< 事例 > 開示すべき情報の内容が一部開示されていなかった。</p> <p>[指導内容] 定められている全ての内容に関して情報を開示すること。</p> <p>[根拠規定] 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第 5 条第 18 号</p>

(14) 各種講習会の登録等業務

① 介護技術講習会の届出業務

介護技術講習会は、介護福祉士試験の受験者の資質の向上と実技試験の適正実

施に資することを目的として実施されるものです。福祉系高校の卒業者と 3 年以上介護等の業務に従事し、この講習会を修了した者は、介護福祉士試験において実技試験が免除されます。

この講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、この講習会の届出書、変更届出書、実施報告書等を受理し、その内容を確認する業務を行っています。

令和元年度は、講習会等について、届出はありませんでした（平成 30 年度も 0 件）。

② 社会福祉士実習演習担当教員講習会、介護教員講習会の届出業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学の専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容を確認する業務を行っています。

令和元年度は、社会福祉士実習演習担当教員講習会が 1 件（平成 30 年度は 0 件）、介護教員講習会が 1 件（平成 30 年度も 1 件）の提出がありました。

③ 社会福祉士実習指導者講習会、介護福祉士実習指導者講習会の届出業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は福祉系大学の実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容を確認する業務を行うとともに、実施した講習会の修了者名簿を受理しています。

令和元年度は、社会福祉士実習指導者講習会が 4 件（平成 30 年度は 2 件）、介護福祉士実習指導者講習会が 10 件（平成 30 年度は 2 件）の提出がありました。

④ 実務者研修教員講習会、医療的ケア教員講習会の届出業務

平成 28 年度から介護福祉士国家試験の実務者経験者の受験要件に、3 年以上の実務経験に加えて、実務者研修の受講を義務付けており、この実務者研修の専任教員（教務の主任者）及び介護過程Ⅲを教授する教員は、原則「実務者研修教員講習会」を受講することが必要です。

また、平成 28 年度から介護福祉士が業務として喀痰吸引等を行うことが可能となったことから、介護福祉士養成施設で喀痰吸引等に関する医療的ケアの教育が必要となりました。この医療的ケアを教授する教員は、原則、「医療的ケア教員講習会」を受講することが必要です。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容の確認と、講習会修了者名簿を受理する業務を行っています。

令和元年度は、実務者研修教員講習会が 16 件（平成 30 年度は 12 件）、医療的ケア教員講習会が 65 件（平成 30 年度は 58 件）の提出がありました。